

議第1号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年5月29日提出

市会運営委員会

委員長 横 山 正 人

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 市民活力推進・安全管理委員会 11人

市民活力推進局及び安全管理局の所管に属する事項

(3) こども青少年・教育委員会 12人

こども青少年局及び教育委員会の所管に属する事項

第2条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 健康福祉・病院経営委員会 12人

健康福祉局及び病院経営局の所管に属する事項

第2条第7号を次のように改める。

(7) まちづくり調整・都市整備・道路委員会 11人

まちづくり調整局、都市整備局及び道路局の所管に属する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

常任委員会の名称及び所管事項並びに委員の定数を変更するため、横浜市会委員会条例の一部を改正したいので提案する。